



平成 26 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス  
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹  
(コード番号 9928 東証第 1 部)  
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫  
(TEL. 03-5361-6369)

## 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 20 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層のさらなる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した、平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものです。

なお、今回の単元株式数の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、今後も積極的に事業を展開し、企業価値の向上に取り組むとともに、IR 活動に一層注力することで適正な投資単位水準の確保に努めてまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
<p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、<u>500</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第8条の変更は、平成26年4月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(单元株式数)</u></p> <p><u>第8条 当社の单元株式数は、500株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は第8条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

以上